

第5期 IKOKA アンバサダーの運用及び募集に関する要項

1 名称

IKOKA アンバサダー（IKOKA の魅力と暮らしの情報発信アンバサダー）

※IKOKA（イコカ）

…埼玉県県央地域 4 市 1 町の頭文字（伊奈町・鴻巣市・桶川市・北本市・上尾市）

2 目的

子育て世代や若年層を中心に、SNS を活用した情報発信が盛んに行われており、なかでもInstagramは、幅広い世代からの支持を集めている。

また、県央地域 4 市 1 町の広域連携事業「IKOKA 暮らしやすさ発信事業」では、令和元年度にブランドブック埼玉ミッドエリア「IKOKA」の発行に合わせて、Instagramで各地域の魅力を発信するアンバサダーを任命したほか、毎年フォトコンテストを開催してきたことにより、令和7年5月現在「@ikoka_saitama」のアカウントフォロワー数は4,400件を超えるまでに成長している。

アンバサダーによるInstagramを活用した地域の魅力発信は、住民参加型のシティプロモーションの推進、ひいては住民の地域への愛着醸成に効果的な取組であることから、今後さらに充実、発展させることを目的に、第5期 IKOKA アンバサダーの運用及び募集に関する要項を策定する。

3 任期

令和7年9月1日から令和8年8月31日の1年間（再任は妨げない）

4 人数

各市町3名程度（合計15名程度）

5 応募資格

原則、以下のすべてに該当する方（性別・経験は不問）。なお、これに該当しない場合は各市町担当部署と相談の上決定する。

- ①令和7年4月1日時点で満15歳以上の方
- ②Instagramのアカウントを持っており、IKOKA アカウント（@ikoka_saitama）をフォローしている方
- ③埼玉県の県央地域（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）に在住又は在勤（学）している方
- ④県央地域の魅力を積極的に発信できる方
- ⑤IKOKA アンバサダーの目的を理解し、事業に協力できる方
- ⑥「9 同意事項」を遵守できる方

6 応募・選考方法

別途定める応募用紙に必要事項を記入のうえ、令和7年6月18日から7月18日までの間に、メール、郵送、持参のいずれかの方法で事務局（北本市市長公室）又は各市町担当部署

に提出する。

選考にあたっては、応募書類の内容のほか、インスタグラムでの発信状況等から応募者の熱意や発信力、適格性等を総合的に判断し、IKOKA 連絡会議で IKOKA アンバサダー候補者を選定する。

事務局は、候補者を県央地域まちづくり協議会（幹事会）に報告し、出席者からの同意を得て IKOKA アンバサダーを選定する。なお、選定結果は申込者全員に通知する。

7 活動内容

県央地域の魅力、旬な情報、観光スポット、ご当地グルメ、イベント情報などを「#ikoka_saitama」及び「#ikoka アンバサダー」のハッシュタグを付けて自らのインスタグラムアカウントから発信する。なお、効果的な情報発信につなげるため、県央地域 4 市 1 町の担当者は、アンバサダーへの情報提供、交流を図るものとする。

8 特典等

本活動によるアンバサダーへの報酬、その他謝礼等の支払いは行わない。ただし、情報提供や交流の一環として地域の特産品等の提供を行うことはこの限りでない。

自治体担当者は、アンバサダーが投稿した発信内容への共感・注目を集めるためのリポスト等の実施や、地域で活動する人との様々な交流機会をつくることにより、アンバサダーが地域との関わり・結びつきを強めることができるよう努めるものとする。

9 同意事項

①提供された個人情報は、事務局及び当該人の属する自治体が管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講ずる。利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実にかつ速やかに消去する。

②個人情報は、本事業の範囲内で利用するものとし、各自治体が定める個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、本事業以外で利用、提供することはない。

③次に掲げる行為は禁止とする。

- ・投稿内容やコメント、ダイレクトメッセージにより、第三者を批判、誹謗中傷する行為
- ・本コミュニティを荒らす行為
- ・写真の過度な合成により、閲覧者に不快感や誤解を与える行為
- ・アンバサダーの地位を営利目的で使用する行為
- ・その他公序良俗に反する行為

なお、こうした IKOKA アンバサダーとして不適格な言動や適格性を欠く行為等によって生じたいかなる損害に関しても、事務局は一切の責任を負わないものとする。

④IKOKA アンバサダーとして投稿する写真については、肖像権や著作権を侵害しないものとする。また、ikoka_saitama アカウントによるリポストのほか、県央地域 4 市 1 町が地域の魅力発信を目的に行うパンフレットやホームページへの掲載等、二次利用することを承認しているものとする。

⑤IKOKA アンバサダーの選考に関する問い合わせには一切答えないものとする。

⑥インターネット通信料、接続料及び郵送料等の応募に係る費用は、応募者の負担とする。
また、IKOKA アンバサダー就任後の活動に係る費用も同様とする。

⑦インスタグラムの規約を遵守することとする。

⑧認定後の連絡は、原則インスタグラムのダイレクトメッセージ及びメールにより行うものとする。

⑨同意事項が遵守できない場合、事務局は IKOKA アンバサダーを解任することができる。

10 その他

本要項に定めのない事項は IKOKA 連絡会議で調整し、必要な手続きを経て決定する。